Ships and Maritime Affairs Practice

海事プラクティス

森・濱田松本法律事務所及びMHM税理士事務所は、複雑化・専門化する海事分野に対して、関係性の深い隣接分野も含めた豊富な知識・経験や海外ネットワークを活用し、法務・税務を統合した観点から、クライアントの皆様に最良のサービスを提供するよう努めてまいります。

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

MHM税理士事務所

MHM TAX ADVISORY SERVICES

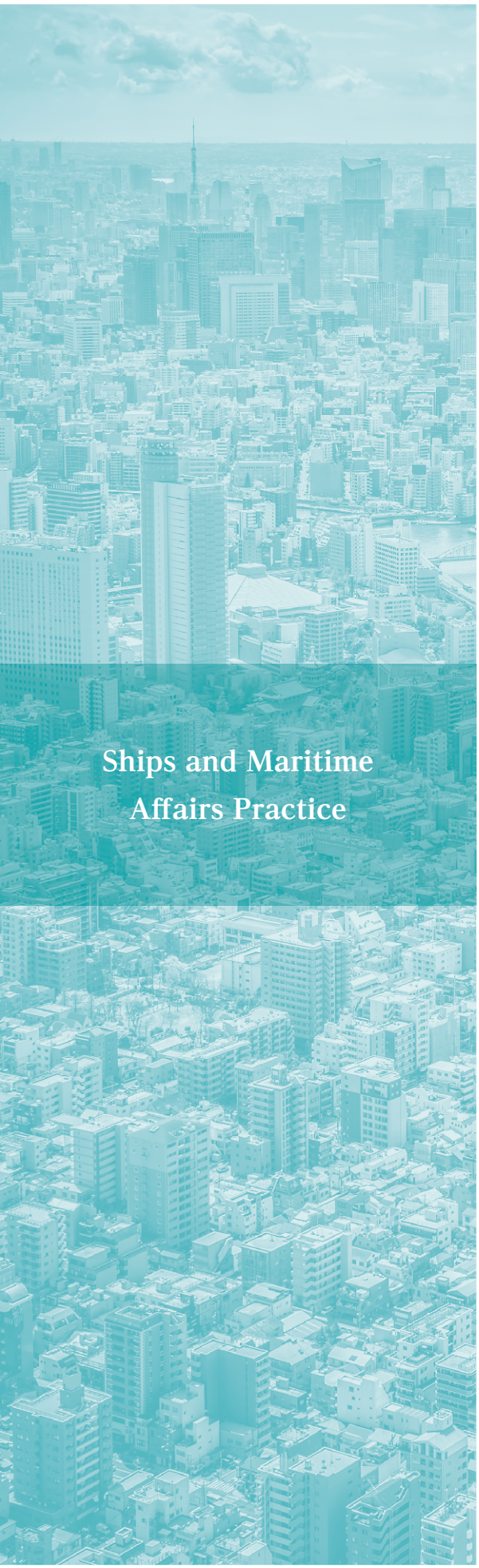

海事分野における多様なクライアントニーズに対するソリューションの提供

森・濱田松本法律事務所（弁護士法人森・濱田松本法律事務所）及びMHM税理士事務所（以下、総称して「当事務所」といいます。）では、長年にわたり国内外で培ったM&A、ファイナンス、争訟・紛争解決、事業再生、税務・事業承継、ウェルス・マネジメント、労働法務、競争法・独占禁止法等の豊富な経験・知識を有する、多様なバックグラウンドを持った弁護士・税理士等のスペシャリストが、それぞれの専門分野とのシナジーを活かし、高度に複雑・専門・国際化する海事分野において、船主、オペレーター、造船所、金融機関、商社、リース会社、損害保険会社等が抱える多種多様なクライアントニーズにきめ細かくお応えすべく、以下のようなサービスを提供しています。

海事関連企業のM&A、事業承継

国内において後継者不足が叫ばれて久しく、如何にして事業承継を達成させるかということは全国的に見て喫緊の課題です。これは船主をはじめとする海事関連企業が置かれる環境においても異なることはありません。戦後の高度経済成長期から目まぐるしく発展を遂げた現代に至るまで、時代を築かれ支え続けた世代の多大なる叡智と功績の結晶ともいえる事業を次世代に繋いでいく、重要性・緊急性ともに高い局面になっております。M&Aや事業承継では、その間口である誰が取得・承継するかという問題と並んで、如何にして取得・承継することが、次世代にとって最適かという視点が重要になります。企業内でこれまでに培われたノウハウ、技術、組織風土等の円滑な譲渡・承継を達成するためには、将来における法務・税務リスクを的確に把握し、多数のステークホルダーとの調整を経ながら、M&Aや事業承継のスキーム構築を含めた最適な選択肢をオーダーメイドで作り上げていくことが必要になります。海事関連企業におけるM&A、事業承継においては、これらに加えて、保有船舶、仕組船等のアセットの特殊性や船員人事労務等への対応を要しますし、旗国以外の海外の法制や税制も密接に関係してくるため、一般的な事業者・事業会社におけるM&Aとは異なる知見・経験も要します。当事務所では、国内屈指の国内・国際M&A取扱い件数を誇り、また多数の事業承継案件に関して、豊富な経験を有する多数の弁護士・税理士が、法務・税務を含めたワンストップでのソリューションを提供いたします。

Ships and Maritime Affairs Practice

船舶金融(シップファイナンス)

海運事業における、船舶調達に伴う資金調達は金額が多額になることが多いため、これに伴う潜在的な法的リスクも多く、また仕組船に至っては、海運関連税制が有利となるパナマ、リベリア等の諸外国に応じたレギュレーション対応を要します。また資金調達の態様によっては、プロジェクトファイナンスとしての対応も要します。これらの資金調達に関連する業務には、ファイナンス領域に関する高い専門性と国内外における豊富な経験が要求されます。当事務所においては、従来から、船舶を含むアセットに係るファイナンス案件(日本型オペレーティングリース案件、純粋なオペレーティングリース案件、ファイナンスリース案件など様々な種類の案件組成を含みます。)を多く取り扱っており、豊富な実績とかかる経験に裏打ちされた知見を有するファイナンスグループを擁しており、船舶金融の特性を踏まえて、きめ細かく対応する体制を整えております。

ドライシッピング

• 傭船契約等のインフラ対応

内航・外航それぞれの定期傭船契約ないし航海傭船契約、船舶売買契約、造船契約等から派生する諸問題に関して、特に英国法を準拠とすることが多い外航については、海外への留学や海外での執務経験を有する弁護士や当事務所の有する広範な海外ネットワークとの連携を活かして対応可能な体制を整えております。

また、外航貨物輸送に不可欠な現地代理店との契約その他現地法に準拠した子会社設立等につきましても、同様に当事務所の有する広範な海外ネットワークとの連携の上、対応可能な体制を整えております。

• 船員人事労務

海上労働については、海上における孤立性、自己完結性、危険性及び職住一致といった特殊性から、船員法、船員災害防止活動の促進に関する法律及び船員職業安定法等の労働法の特別法が適用されますが、かかる船員に関する人事労務の運用や、争訟対応等につき、当事務所では、人事労務分野・争訟対応に精通した豊富な経験を有する弁護士が相互に連携して対応する体制を備えております。

また、最近の「働き方改革」の潮流は内航船員を取り巻く環境にも及んでおり、人材確保こそが次世代における持続可能な国内物流の肝となっているというのが多くの海事関係者の問題意識であると思われます。当事務所は、人事労務分野に精通した豊富な経験を有する多数の弁護士が連携して最新の政策動向を踏まえたアドバイスを提供できる体制を整えております。

その他、貨物クレーム対応、船荷証券・海上運送状対応、先取特権を中心とした船舶差し押さえによる債権回収対応、海事関連訴訟・海事仲裁・示談交渉対応、港湾運送、ターミナル管理、倉庫業、旅客運送等につきましても、当事務所では、関連領域に精通した豊富な経験を有する弁護士が相互に連携して対応する体制を備えております。

ウェットシッピング(海難事故対応)

ひとたび船舶衝突、沈没、座礁、火災、油濁汚染等の海難事故が発生すると、船主、荷主、船体保険者、P&Iクラブのみならず、乗組員や漁業関係者等にまで利害関係が及び、国内外に多くの紛争当事者が生じることになります。また、海難事故に関連して船舶の差押えが必要となる場面も少なからずあり、迅速な対応も求められる分野です。

このような海難事故を適切に解決するためには、共同海損、海難救助、船骸撤去、船主責任制限手続、カーゴクレーム、傭船契約、保険等の分野に関連する法的な知識に加え、船舶の運航や操船、貨物の取扱いに関する実務的な知識も必要になります。加えて、日本国外での規制当局との交渉を含む法的手続が必要となる場面も想定され得るため、海外法律事務所とのスムーズな連携も不可欠です。

当事務所においては、クライアントの法的・経営的リスクを最小限に抑えるため、海難事故対応の経験を有する弁護士と海事保佐人、海外法律事務所等の外部の専門家とが相互に連携し、迅速に対応するための協働体制を整えております。

Ships and Maritime Affairs Practice

海事倒産

海事倒産に至る場合、世界中で同時多発的なアレストが生じ得る等、単に国内における倒産手続のみに注力することのみでは足りず、船舶が寄港する管轄における財産(船舶等)の安全を迅速に確保するという視点を切り離すことはできません。また組成している複雑なファイナンス等の影響も考慮して対応する必要があります。当事務所は、伝統的に培われた事業再生・倒産分野における経験を基に、M&Aや金融等の企業法務における最新のノウハウを積極的に導入し、申立て側又は債権者側の代理人として、海運会社の倒産案件を含めて数多くの先駆的な案件に積極的に関与し、事業再生・倒産分野と、ファイナンス、コーポレート法務のシナジーを活かすことが可能な体制を整えております。加えて、海外倒産手続の実施にあたっては、同種の案件に多くの実績と経験を有するメンバーが、海外の大手法律事務所と緊密な連携をとりつつワンストップで機動的な対応を行う体制を実現しています。

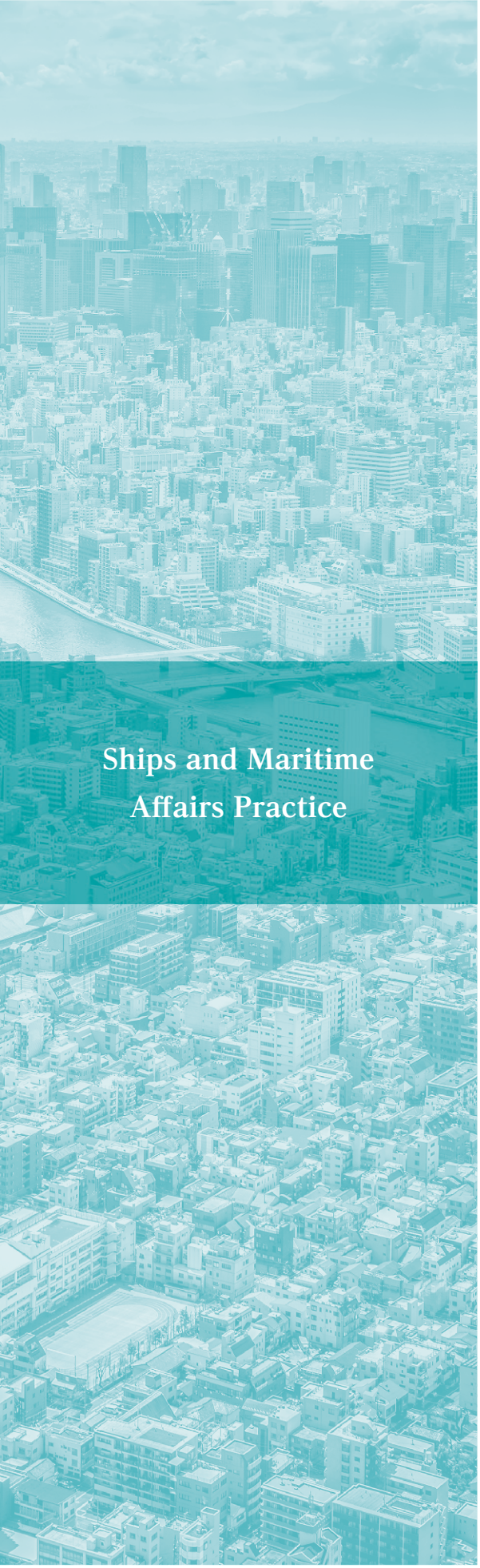

海事独禁法

海事独禁法の領域は、国内におけるレギュレーション、公正取引委員会対応にとどまらず、米国及びEUの反トラスト法又はEU競争法への目配りや、近時検討されている外航海運に係る独占禁止法適用除外の廃止に伴う適用領域の拡大等、競争法分野においても高度な専門性を要するものです。当事務所には、公正取引委員会や学界で長年の経験を有する第一人者を顧問や客員弁護士として招く等によりその経験・知見を蓄積しており、海外での実務経験や公正取引委員会での勤務経験を有する弁護士とともに、各事業分野に対する深い知見に基づき、案件の規模・難易・性質等に応じて最適な対応ができるよう努めています。海外の競争法／独占禁止法については、中国・アジアの各オフィスとの連携に加え、定評のある海外の有力事務所との間の長年の信頼関係に基づく緊密なネットワークを活用することにより、グローバルな視点からのサポート体制を事案の規模や難易度に応じて構築し、ワンストップで迅速・的確なサービスを提供することが可能です。国内外で重要性を増している海事領域における競争法／独占禁止法分野について、あらゆるニーズに対応できる充実した体制を整えています。

海事イノベーション

世界的な第4次産業革命の流れは、海事領域においても異なるところはなく、自動運航船導入をはじめとしたIoT化・デジタライゼーションの動きが活発化しています。船舶運航の自動化・IoT化は、8割が人為的要因によって発生するとされる海難事故の抑止に貢献することが期待されるほか、世界的な海上輸送量増加や国内の人口減等に伴う船員需給の逼迫への対応策としても有望視されています。当事務所は、こうしたイノベーションの実現にとって必要な法制度の在り方を深く理解し、その推進をサポートするための法的アドバイスを行っております。また、IoT化やデジタライゼーションには、通信システム、それを通じた情報伝達の安全性確保が重要な前提となります。当事務所は、インターネットが普及し、IT産業が著しい拡大を遂げた黎明期から、常に最先端の実務に携わっており、システム障害を巡る紛争予防、紛争解決、電気通信事業・電波に関する法規制、データ保護、サイバーセキュリティ対策等に関する幅広い知見と豊富な実績を有しております。

森・濱田松本法律事務所　広報
mhm_info@mhm-global.com
tel.03-6212-8330
www.mhmjapan.com

©2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.